

## 《目次》

1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について..... 1- 1

# 1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について

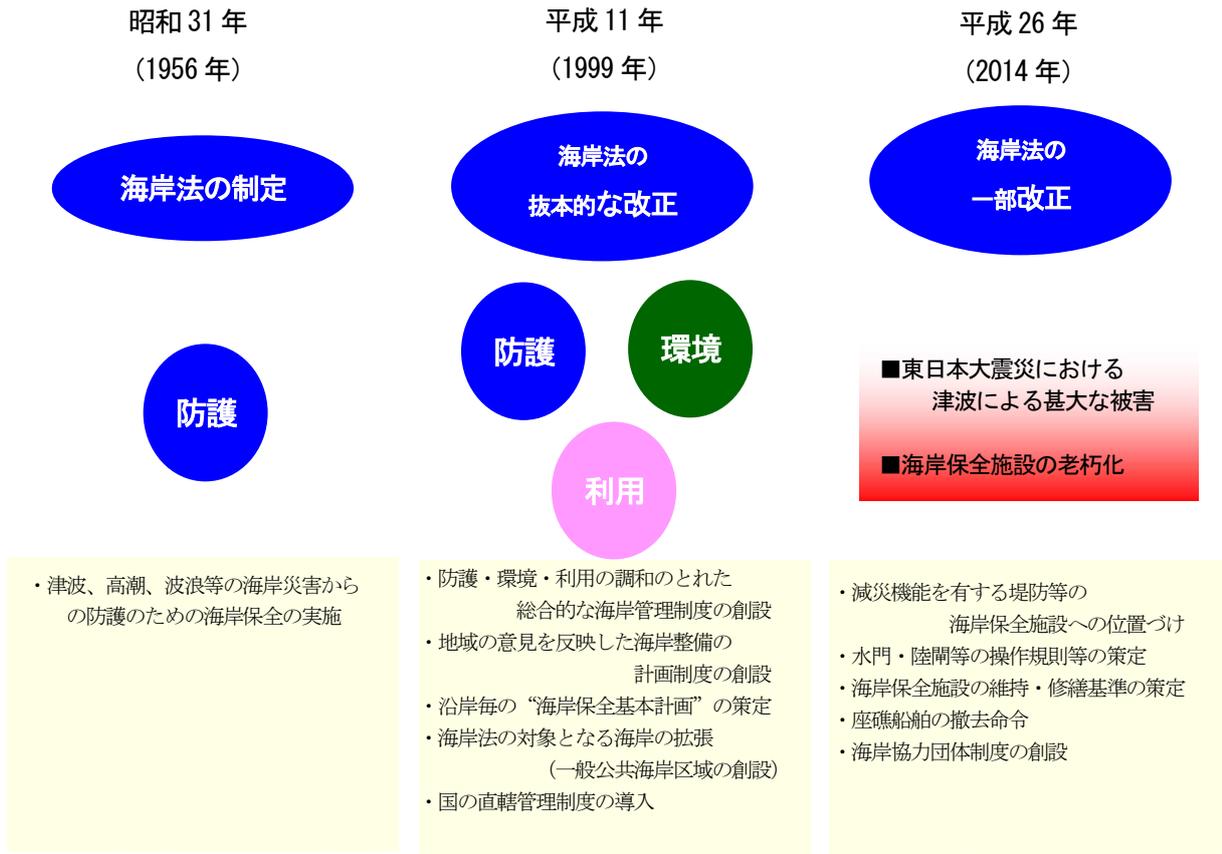
平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護（防災）”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防災・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。さらに、平成 26 年 6 月 11 日に公布された「海岸法の一部改正」では、防災・減災対策の強化、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設などが明確化された。

また、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸毎に都道府県知事が定めることとなっている。

このような状況に鑑み、千葉県は、茨城県境から洲崎に至る延長約 230km の千葉東沿岸を広域的な視点でとらえ、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設の整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していく。



図-1 千葉東沿岸の位置図



図一 2 海岸法の改正

資料：国土交通省資料より引用・作成

# 《本計画において定める基本的な事項》

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～

千葉県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映した千葉東沿岸海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものである。

本計画において定める基本的な事項と計画作成に当たって留意する事項を、次のとおりとする。

## (1) 基本的な事項

### ①海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

- イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項  
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、海岸の長期的な在り方
- ロ 海岸の防護に関する事項  
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容
- ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項  
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容
- ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項  
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容

### ②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

(海岸保全施設の新設又は改良に関する事項)

- イ 海岸保全施設を整備しようとする区域  
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域(原則として)
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置  
イの区域ごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況  
海岸保全施設の新設又は改良によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等

(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項)

- イ 海岸保全施設の存する区域  
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域

- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置  
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法  
ロの海岸保全施設の種類ごとの海岸保全施設の維持又は修繕の方法

## (2) 留意した事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意した事項は次のとおりである。

### ①関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、「千葉県長期ビジョン」、「新世紀ちば5か年計画」をはじめとした、県土の利用、開発及び保全、環境保全、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。

### ②関係行政機関との連携調整

県庁内に設置した「千葉県海岸保全連絡調整会議」を中心とし、広範囲および様々な分野にわたる連携調整を図っている。

千葉県海岸保全連絡調整会議関係課

防災危機管理部	防災政策課
環境生活部	自然保護課
環境生活部	水質保全課
環境生活部	循環型社会推進課
商工労働部	観光企画課
農林水産部	森林課
農林水産部	水産局水産課
農林水産部	水産局漁港課
県土整備部	河川環境課
県土整備部	港湾課
県土整備部	河川整備課

### ③地域住民の参画と情報公開

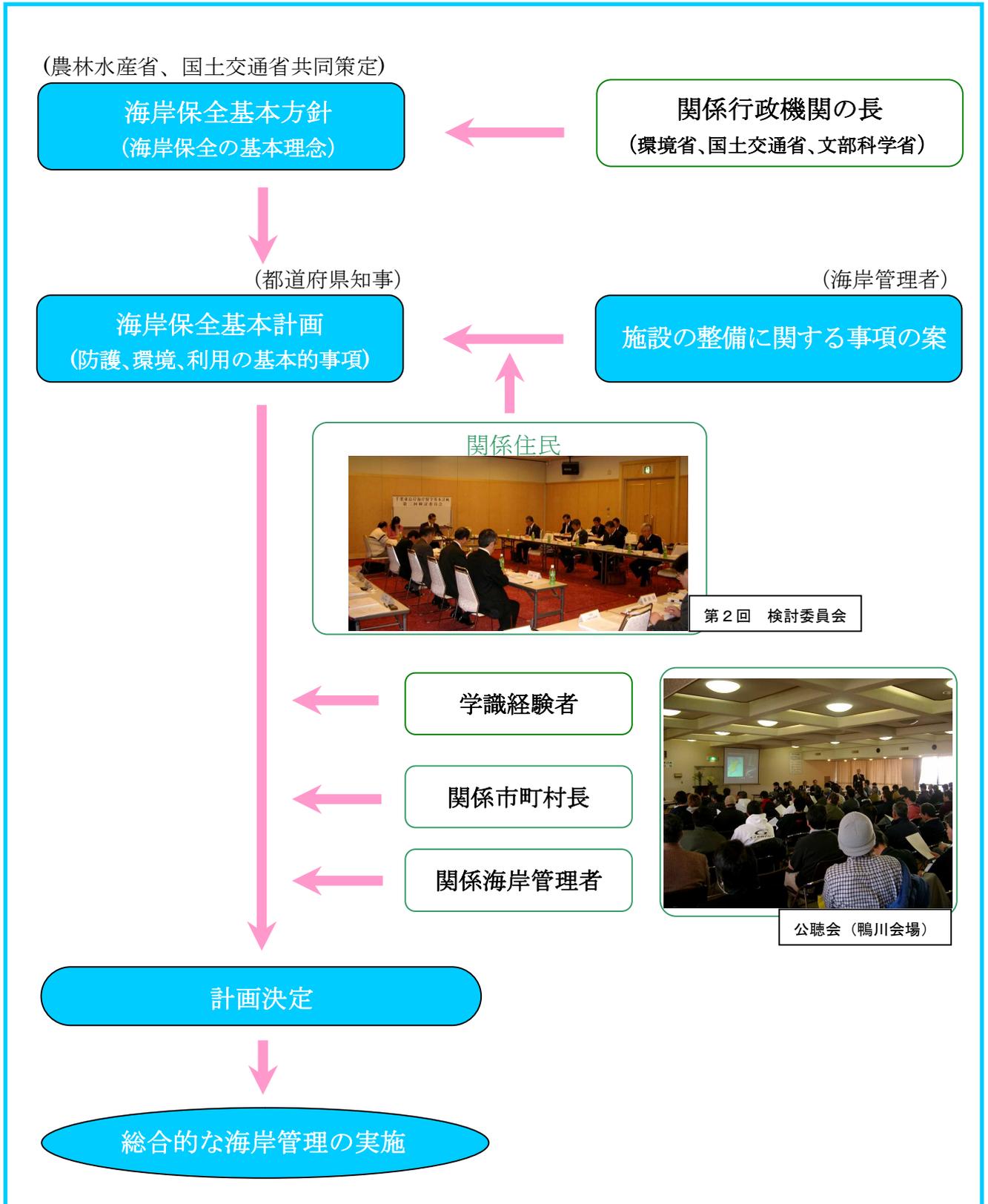
計画の策定段階において、地域の関係行政機関における計画内容の閲覧、県のホームページにおける意見募集、地域住民との意見交換会を実施する。さらに計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得ることとする。

#### ④計画の見直し

波浪、潮位および地形等の自然条件の変化や地域の要請および技術・基準の進捗等による社会条件の変化に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜本計画を見直すものとする。

#### ⑤津波対策の検討

津波対策の検討に当たっては、専門的な知見が必要であること、河川における津波対策とも連携を図る必要があることから、海岸、河川の学識者からなる「津波対策技術部会」を「千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会」の下部組織として設立した。



図－3 海岸保全の計画制度

資料：「海岸保全基本方針」パンフレットより引用・作成

表一 千葉東沿岸海岸保全基本計画 検討経緯

時 期	内 容	備 考
平成14年10月28日	第1回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会 (H14年度)	
平成15年 1月22日	第2回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会 (H14年度)	
平成15年 2月15日	公聴会の実施	旧鴨川市・旧大原市
平成15年 2月16日	公聴会の実施	旧成東町・旧旭市
～平成15年2月	FAX、Eメール、リーフレットによる意見募集	
平成15年 3月19日	第3回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会 (H14年度)	
平成15年 8月	千葉東沿岸海岸保全基本計画策定	
平成23年8月10日	第1回津波対策技術部会	
平成23年10月20日	第2回津波対策技術部会	
平成23年12月19日	第1回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会 (H23年度)	
平成24年1月24日	第3回津波対策技術部会	
平成24年2月14日	第2回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会 (H23年度)	
平成24年2月23日～ 平成24年3月19日	関係市町村長への意見照会	
平成24年2月23日～ 平成24年3月23日	パブリックコメントの実施	HP、土木事務所等の閲覧場所における意見募集
平成24年5月22日	千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更	東日本大震災による津波により、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要性が生じたため、津波対策に特にポイントを置き計画を変更（②九十九里浜ゾーンを先行）
平成24年7月26日	第4回津波対策技術部会	
平成24年11月20日	第5回津波対策技術部会	
平成24年12月27日	第3回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会	
平成25年3月4日	第6回津波対策技術部会	
平成25年5月27日	第4回千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会	
平成25年6月28日～ 平成25年7月29日	パブリックコメントの実施	
平成25年6月28日～ 平成25年7月29日	関係市町村長への意見照会	
平成25年9月	千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更	津波対策に特にポイントを置き計画を変更（①銚子半島ゾーン,③夷隅ゾーン,④鴨川・千倉ゾーン,⑤館山・白浜ゾーン）
平成28年4月14日～ 平成28年5月13日	関係市町村長への意見照会	
平成28年5月25日～ 平成28年6月24日	パブリックコメントの実施	
平成28年9月	千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更	平成26年6月の海岸法の一部改正による減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけ、水門操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化の追加。海岸保全基本計画に施設の維持又は修繕に関する事項を定めることが明確化され、計画を変更
平成28年12月	九十九里浜侵食対策検討会議の設置	
平成29年1月23日	第1回九十九里浜侵食対策検討会議	侵食の現状を把握
平成29年3月15日	第2回九十九里浜侵食対策検討会議	侵食対策を進めていく上で必要となる目標と基本方針について検討
平成30年1月15日	第3回九十九里浜侵食対策検討会議	目標を達成するための具体的な整備方針と侵食対策計画について検討
平成31年3月21日	第4回九十九里浜侵食対策検討会議	九十九里浜侵食対策計画(案)（5つの整備方針、侵食対策計画、第1期実施計画等）について検討（設置期間：令和元年5月迄）
令和2年7月	九十九里浜侵食対策計画の策定	
令和3年3月	千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更	九十九里浜侵食対策計画を反映し、計画を変更



表－２ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項と海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項		国が定めた海岸保全基本方針の内容	
(1) 定めるべき基本的な事項	その内容		
① 海岸の保全に関する基本的な事項	イ. 海岸の現況および保全の方向に関する事項		
	○海岸の現況	自然的特性・社会的特性等	
	○海岸保全の方向	沿岸の長期的な在り方、総合的な海岸の保全の実施	
	ロ. 海岸の防護に関する事項	防護目標(防護すべき地域・防護水準等)および施策の内容	災害に対する適切な防護水準の確保
			海岸環境の整備・保全、海岸の適正な利用のための施設整備・ソフト面の対策
			上記の総合的推進
			防災・環境・利用全ての側面において重要となる砂浜の保全
			予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新
			国と地方の連携・協力
			地方公共団体の主体的かつ適切な日常的海岸管理
所要の安全を適切に確保する防護水準を定める			
ハ. 海岸環境の整備および保全に関する事項	海岸環境を整備し、保全するための施策の内容	津波：数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護	
		高潮：既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護	
		津波・高潮：施設の整備によるハード面の対策のみならずソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策	
		津波・高潮：背後地盤が低い地域や背後に人口・資産が特に集積した地域は、必要に応じ、より高い安全を確保。	
		水門・陸閘等：現場操作員の安全。操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、閉鎖の確実性を向上させ、効果的な管理運用体制を構築。	
ニ. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	海岸の公衆の適正な利用を促進するための施策の内容	侵食：現状汀線の保全が基本的な目標。必要に応じ回復を図る。	
		侵食：沿岸漂砂の連続性を勘案し、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応	
		侵食：領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策の推進	
		海岸の利用の増進に資する施設整備の推進	
②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項	
(海岸保全施設の新設又は改良に関する事項)			
イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域		一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置		イの区域ごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置	
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等	
(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項)			
イ 海岸保全施設の存する区域		維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域	
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置		イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置	
ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法		ロの海岸保全施設の種類ごとの海岸保全施設の維持又は修繕の方法	

資料：「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針(平成 27 年 2 月変更)」より引用・作成